測　定　方　法	規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	

備考

1　基準値は、日間平均値とする。

2　底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

別表２の２のアの測定方法の欄中「付表13」を「付表14」に改める。

別表２の２のウの次に次の表を加える。

エ

類型＼項目	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物１	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg／Ｌ以上	第１の２の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物２	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg／Ｌ以下	
生物３	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg／Ｌ以下	

測　定　方　法	規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	

備考

1　基準値は、日間平均値とする。

2　底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

付表13を付表14とし、付表12の次に次の表を加える。

付表13

底層溶存酸素量の測定方法

1　試薬

規格32.3ａ）に定めるもの

2　器具

溶存酸素計

隔膜電極溶存酸素計又は光学式センサ溶存酸素計（いずれも、測定対象の水深（注１）で測定でき、水温、塩分及び深度センサ付きのものが望ましい）

3　試験操作

(1)　規格32.3ｃ）２）から５）に定める準備操作を行う。ただし、隔膜電極溶存酸素計を用いる場合は、規格32.3ｃ）１）の準備操作を先に行う。

(2)　規格32.3ｄ）に定める操作を行う。また、測定前に底泥を巻き上げることの無いように注意して、以下のいずれかの操作又はこれと同程度の計測結果の得られる操作を行う。

(a)　データ直読式の測定器を用いる場合は、測定器を測定対象の水深まで降下させ(注２)、指示値が安定するのを待って（注３）溶存酸素量を読み取る。その際あらかじめソナー等を用いて海底又は湖底までの水深を測定する。

(b)　データ蓄積式の測定器を用いる場合は、測定器を測定対象の水深まで降下させた（注２）後、静かに降ろして着底させて水深と溶存酸素量との関係を示すグラフを作成した上で、測定対象の水深での溶存酸素量を読み取る。その際、測定器が安定する時間に留意して（注３）降下速度を決定する。

(c)　測定器を測定対象の水深に固定して、連続的に溶存酸素量を測定する場合は、測定器のセンサ出力のドリフト等に注意する。

（注１）　底層溶存酸素量の測定水深は、可能な限り海底又は湖底直上で測定することが望ましいが、底泥の巻き上げや地形の影響等のためこれにより難い場合には、海底又は湖底から１ｍ以内の底層とする。

（注２）　測定対象の水深の確認方法としては、測定器に付属しているセンサを用いる、垂直に降下していることを確認して間縄を用いる、あるいは海底又は湖底から測定対象の水深までの距離に等しい長さで錘の付いた紐を測定器の先に付けて垂らす等がある。

（注３）　隔膜電極溶存酸素計では通常１～５分間を要する。光学式センサ溶存酸素計では１秒間以下から数分間を要する機種までがある。

備考

1　硫化水素が存在する場合には、センサの破損と高値を与える可能性について留意する。

2　この測定方法における用語の定義その他この測定方法に定めの無い事項については、日本工業規格に定めるところによる。

○環境省告示第三十八号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十八条第二号イ及びロ、第三十条第二号イ及びロ並びに同条第三号イ及びロの規定に基づき、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物に関する環境大臣の確認の要件を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十日

環境大臣　大塚　珠代

特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物に関する環境大臣の確認の要件

一　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第二十八条第二号イ、第三十条第二号イ及び同条第三号イの環境大臣が定める要件は、廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）の焼却施設又は公共下水道若しくは流域下水道に係る終末処理場であって、次のいずれかに該当することとする。

イ　廃棄物の焼却施設にあっては、当該焼却施設から生じたもの（ばいじんを除く。）の事故由来放射性物質（法第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。以下同じ。）による汚染状態が規則第十四条に規定する基準に適合しないおそれが少ないこと。

ロ　公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場にあっては、当該終末処理場から生じた汚泥等の堆積物（当該終末処理場に係る焼却設備を用いて焼却したものに限り、規則第三十条第二号ロに掲げるものを除く。）の事故由来放射性物質による汚染状態が規則第十四条に規定する基準に適合しないおそれが少ないこと。